

# 令和3年度事業計画

## 第1 暴力団情勢等を踏まえた基本方針

### 1 暴力団情勢等

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和2年1月、暴力団対策法に基づき、両団体は「特定抗争指定暴力団等」に指定された。

県内においても、三重県公安委員会により、両団体は県民の生命・身体に重大な危害を加えるおそれがあるとして、桑名市を警戒区域とする「特定抗争指定暴力団等」に指定された。その後も対立抗争に起因するとみられる事案が発生したことから、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに警戒区域も追加された。

また、令和2年2月に任侠山口組から名称を変更した絆會も、依然として両団体と対立状態にあるなど、各組の動向は予断を許さない状況にある。

さらに、暴力団は、覚醒剤の密売、賭博及びノミ行為等の伝統的資金獲得活動に加え、関係企業や共生者等を利用し、その組織実態を隠蔽しながら、違法に獲得した資金を合法的な事業へ投資したり、威力等を利用させる対価として資金を提供させたりするなど、資金獲得活動を不透明化させるとともに、各種公的給付制度を悪用した詐欺や振り込め詐欺等の特殊詐欺への関与を深めており、その活動分野を拡大している状況がうかがわれる。

他方で、全国的に暴力団勢力が減少し、組織離脱者が増加していると考えられる中、暴力団離脱者の社会復帰対策の重要性が高まり、平成28年2月に本県を含む14都府県との間で、暴力団離脱者の社会復帰に係る広域連携協定が締結され、令和3年2月末現在までに、協定参加都府県は35都府県まで拡大された。

県内では、民間の暴力団排除組織活動が活発に展開され、暴力団排除気運は、ますます高まっている状況にあることに加え、公益財団法人暴力追放三重県民センター（以下「センター」という。）は、住民から委託を受けて、暴力団事務所の使用差止訴訟を請求できる「適格都道府県センター」の認定を受けており、暴力団排除活動の中核としてのセンターの担う役割や責任は、従来にも増して大きくなってきている。

### 2 暴力団排除に向けた各種事業の推進と財政基盤の確立

県民の暴力団排除に対する関心の高まりを好機と捉えて、センターにおいては「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」という暴力団排除の基本理念に基づき、これまで以上に警察、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）及び関係機関、団体等との連携を強固なものにし、暴力団のいない安全で安心な三重県の

実現のため、事業内容の充実を図るとともに、暴力団離脱者社会復帰対策や適格団体制度等の業務に適切に対応できるよう万全を期し、また、債券の買い換えを数年後に控え、折からの厳しい財政事情やコロナ禍の影響を受ける中で、恒常的かつ効果的な各種事業を行うため、財政基盤の確立を図る。

## 第2 事業内容

### 1 広報啓発活動の推進

#### (1) ホームページによる広報啓発活動

各種資料のダウンロード機能等、利用者の利便性に配慮するとともに、新着情報をタイムリーに発信するなど、内容の充実を図っていく。

#### (2) 機関誌「暴追ニュースみえ」の発行

センターの事業内容や暴力団情勢等について、広く県民に周知を図るため、機関誌「暴追ニュースみえ」を年度内に2回発行する。

#### (3) 広報資料の発行

暴力追放運動に対する県民の理解を深め、センターの事業を効果的に推進するとともに、民間の自主的な暴力団排除組織等を支援するため、各種広報資料を発行する。

主な広報啓発資料等

- 「公益財団法人暴力追放三重県民センター」のご案内
- 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢
- 民暴相談のしおり
- 不当要求防止マニュアル
- 不当要求断固拒否（不当要求の手口と対応）
- 暴力追放ポスター
- 責任者講習の案内
- 暴力団排除活動啓発用DVD 等

#### (4) 普及宣伝活動

地域及び職域における暴力団排除組織の会合への出席等あらゆる機会を通じ、恒常的に普及宣伝活動を実施する。

主な普及宣伝活動

- ・ 地域・職域の暴力団排除組織の会合に出席しての普及宣伝活動
- ・ 各種団体等の会合に出席しての普及宣伝活動
- ・ 暴力団排除ローラー活動を通じての普及宣伝活動
- ・ 責任者講習を通じての普及宣伝活動
- ・ 賛助会員募集活動を通じての普及宣伝活動等

#### (5) 暴力追放三重県民大会の開催

10月に予定されている全国地域安全運動期間に連動し、三重県防犯協会連合会と合同で、「地域安全・暴力追放三重県民大会」を開催する。

- (6) 三重県暴力団排除条例及び各市町暴力団排除条例の普及  
各種会合や責任者講習等、あらゆる機会を通じ、暴力団排除条例の普及に努める。

## 2 地域・職域暴力団排除組織活動支援

- (1) 地域暴力団排除組織活動の支援

地域暴力団排除組織（15組織）と緊密に連携し、それぞれの総会、会合等に出席して講演活動や意見交換を行うほか、その活動の活性化を図るため、助成金制度を引き続き実施する。

また、平成22年度以降、県内の繁華街等において順次発足している「不当要求拒否宣言の街（9組織）」に関する諸活動を積極的に支援する。

- (2) 職域暴力団排除組織活動の支援

職域暴力団排除組織（22組織）と緊密に連携し、それぞれの総会、研修会等に積極的に出席して講演活動や意見交換を行う。

中でも、民暴委員会、警察本部組織犯罪対策課及びセンターの三者による「三重県民事介入暴力研究会」を定期的に開催し、各種民暴事案に関する知識の研鑽に努める。

## 3 暴力相談活動の推進

- (1) 受理体制等の確立

常駐する暴力追放相談委員に加え、民暴委員会委員（以下「民暴弁護士」という。）等を暴力追放相談委員として委嘱するほか、警察との緊密な連携を図るなど、広範囲な暴力相談に対応できる相談受理体制を構築するとともに、電子メールやFAX相談等、24時間体制の相談受付を行う。

- (2) 暴力相談の種別

ア 平日の就業時間中は、センター事務所において受理する。

イ 毎週水曜日、センター事務所に、民暴弁護士による「民事介入暴力法律相談」を無料で開設する（要予約）。

ウ 県内各地域において、警察、民暴委員会及び開催地の自治体等関係機関と連携し、民事介入暴力巡回法律相談を無料で開設する。

エ 面談のほか、電話（フリーダイヤル）、FAX及び電子メールによる暴力相談活動を実施する。

オ 土日、祝日及び時間外は、FAX、電子メール及び留守番電話により対応する。

## 4 保護・救済活動の推進

### (1) 訴訟費用等の貸付け支援

三重県内で発生した暴力団事務所明渡し訴訟及び暴力団員による不当な行為に対する損害賠償請求訴訟等に関し、一件につき 200 万円を限度として、訴訟費用等の貸付支援を行う。

### (2) 被害者見舞金の支給

三重県内において発生した暴力団員による傷害事件等の被害者について、一定の条件に該当する場合に限り、10 万円を限度として見舞金を支給する。

### (3) 犯罪被害者対策の推進

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、暴力団に関連する犯罪被害者支援対策を推進する。

### (4) 暴力団離脱者社会復帰対策の推進

警察、職業安定機関、保護矯正関係機関、事業者団体等で構成する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」を定期的に開催し、情報共有するとともに、連絡会会員間で連携して、暴力団から離脱する意思を有する者に対する離脱支援や就労支援等を行う。

また、暴力団離脱者を広域的に支援するための連携協定に参加する都府県組織との連携を一層密にし、暴力団離脱者の社会復帰対策を推進する。

※ 広域連携協定参加都府県数

令和 3 年 2 月末現在      35 都府県

## 5 適格都道府県センター制度の効果的な活用及び業務の推進

平成 26 年 7 月 3 日、国家公安委員会から、暴力団対策法第 32 条の 4 の規定に基づき、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる「適格都道府県センター」としての認定を取得しており、該当事案があった際には、警察、民暴委員会を始めとする関係機関等と緊密な連携を図り、制度を効果的に活用し、適正に業務を推進する。

## 6 責任者講習活動の推進

### (1) 講習の実施

暴力団の不当な要求による被害を未然に防止するため、自治体、企業、事業所等の不当要求防止責任者に対し、三重県公安委員会の委託に基づき、暴力団対策法第 14 条第 2 項に定める講習を実施する。

なお、講習の実施については、初めての受講者を対象とした選任時講習を優先する。

(2) 講習の充実等

責任者講習の講師として、引き続き民暴弁護士を迎えるなど、講習効果の向上を図るとともに、受講者に対するアンケート調査に取り組み、各事業所等のニーズを把握する。

(3) 受講者の勧奨

警察本部組織犯罪対策課と連携して、県内の各業界団体や企業等に対して、制度の趣旨や内容について説明するなどし、不当要求防止責任者の選任を促進するとともに講習受講を勧奨し、自治体、企業、事業所等における不当要求に的確な対応ができる体制の確立を支援する。

## 7 暴力団の影響排除・少年指導委員研修活動の推進

(1) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動

少年に対する暴力団の影響を排除するため、警察本部少年課、警察本部組織犯罪対策課及び関係警察署と連携し、少年指導委員に対する研修等を行うとともに、少年指導委員の活動を通じて少年を暴力団から守る活動を推進する。

(2) 暴力追放標語の募集

少年の暴力団排除意識の高揚を図るため、三重県防犯協会連合会とタイアップし、県内の中学生、高校生等を対象に「暴力団排除」等をテーマとした標語の募集を行い、優秀作品を表彰するとともに暴力団排除活動に活用する。

## 8 情報収集・調査研究活動の推進

(1) 不当要求情報管理機関の支援

不当要求情報管理機関として登録されている公益財団法人モーターボート競走保安協会（東海支所津競走場）に対し、暴力団に関する情報資料等を提供するとともに、定期的に情報交換を行う。

(2) 暴力追放推進委員による情報収集等の支援

地域・職域における暴力団排除運動を浸透させるとともに、意見を吸い上げるため、暴力追放推進委員を委嘱し、機関誌、広報資料等を送付するとともに、意見交換を行う。

(3) 三重県民事介入暴力研究会の活動

警察本部組織犯罪対策課、民暴委員会及びセンターによる「三重県民事介入暴力研究会」を定期的に開催し、情報共有を図るとともに、具体的な事案に適正かつ迅速に対応するため、民事介入暴力事案にかかる調査研究及び知識の研鑽に努める。

(4) 総会、大会、各種研修会等への参加

ア 全国暴力追放運動推進センターが主催する「都道府県センター専務理事・

事務局長研修会」及び「暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会」に担当職員を参加させ、センター事業に関する新たな知識、情報等の取得及び研鑽に努める。

イ 「全国暴力追放運動中央大会」に担当職員を参加させ、情報収集及び職員の能力向上に努める。

ウ 「中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会総会」に担当職員を参加させ、情報収集及び職員の能力向上に努める。

(5) 情報公開

業務及び財務等に関する資料を積極的に開示し、県民からの開示請求に対しては真摯に対応する。

## 9 理事会及び評議員会の開催

センター定款の規定に基づき、理事会を年2回、評議員会を年1回、定期に開催する。

以 上